区域で福祉ボランティア活動を行う団体

ボランティアグループに対する助成

令和７年度　福祉基金「特定テーマ」払出

「福祉ボランティア活動応援資金」　払出先の募集

大阪市旭区社会福祉協議会では、区内で活動している団体等を支援し、より区民のみなさまに見える形で福祉の増進に貢献する仕組みとして、区内で福祉ボランティア活動を行う団体を対象に「福祉ボランティア活動応援資金」の払出先を募集します。

＊＊

１　払出対象　　区内で福祉ボランティア活動を行っているグループ
５人以上で構成されていること。法人格の有無は問わない。
連続交付は３年までとする。
※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。
・宗教活動や政治活動を目的とするものやその管理下にあるもの
・営利を目的とするもの
・法令や公序良俗に反する活動を行っているもの
・暴力団若しくはその構成員の統制下にあるもの
・地方公共団体の助成金並びに公的助成を受けているもの
・団体予算が５００万円を超えているもの

２　対象となる活動　福祉ボランティア活動とは、地域や福祉施設で行われるおもに高齢者・障がい者・児童を対象とする自発的な活動をいいます。

活動領域	地域や福祉施設での特技を生かした活動（音楽・パフォーマンスなど）
	図書・朗読に関わる活動
	視覚障がい者に関わる活動（点訳・音訳など）
	聴覚障がい者に関わる活動（手話など）
	精神保健ボランティア活動
	地域での喫茶・サロン活動
	子育て支援・おもちゃ図書館活動
	地域生活支援(外出支援や家事援助など)
	その他、福祉基金運営委員会で判断した活動

３　対象経費　　別紙「助成対象経費一覧」

※この払出は、年度を単位としています。
令和７年度中の活動にかかる必要経費で申請してください。
※年間事業費総額の１０％以上の自主財源が必要です。
一部返金となる場合も同様です。

4　払 出 額　　１件　３万円以内（総額約５０万円）

5　申込方法　　旭区社会福祉協議会まで提出書類をご持参ください。

6　提出書類　　①払出申請書（第１号様式）
（様式１－１）今年度活動計画書
（様式１－２）今年度収支予算書
②会則又は規約
③役員名簿
④前年度収支決算書
※②③④は団体の様式で作成してください。

6　申込期間　　令和７年４月１日（火）～１５日（火）必着
※３月１４日（金）午前１０時３０分から事前説明会を旭区在宅サービスセンター　３階　多目的室にて行います。申請団体はなるべく参加するようにしてください。

7　選考方法　　申請書類に基づき、福祉基金運営委員会で審査し、払出先と払出額を決定します。なお、払出されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

8　決定通知　　結果については、文書で通知します。（６月上旬予定）
≪決定通知後の手続きのおおまかな流れ≫
・「払出請求書（第３号様式）」を提出
・払出額を７月末までに振込予定
・事業完了後３０日以内に「事業完了報告書（第４号様式）」及び必要書類を提出
＊詳しくは、払出決定団体にお知らせします。

9　留意事項　　(1) 申請日以降に、申請内容や役員などに変更がある場合は速やかに届出ください。また、正当な理由がなく、申請内容に虚偽があったときや委員会が不適切と判断した場合、返還いただく場合もありますので、ご注意ください。
(2) 申込受付後、必要に応じて別途書類の提出依頼や電話又は訪問等による問い合せをさせていただくことがあります。
(3) この「福祉ボランティア活動応援資金」の払出を受けた団体が、大阪市ボランティア活動振興基金でも助成を受けていた場合、交付の決定を取り消します。また、以後３年間は申請ができなくなりますので、ご注意ください。

≪申込み・問い合わせ先≫
社会福祉法人 大阪市旭区社会福祉協議会　（担当：河島）
〒５３５-００３１　大阪市旭区高殿６丁目１６－１
電話番号（06）6957-2200　　ファックス番号（06）6957-7282